

教 施 第 1 2 4 6 号

平成 2 7 年 1 1 月 2 6 日

各 道 立 学 校 長
様
各市町村教育委員会教育長

北海道教育庁総務政策局施設課長

アスベスト対策に係る学校施設の点検・維持管理の徹底について（通知）

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、非常災害時には避難所として地域住民の避難生活の拠点としての役割も担うものであるため、日常のみならず災害時においても十分な安全性・機能性を有することが求められます。建築当初には確保されているこれらの性能も、経年劣化等により必要な性能を満たさなくなっているおそれがあることから、学校施設の管理者においては、「学校施設の維持管理の徹底について」（平成 27 年 11 月 5 日付教施第 1125 号）により、当該施設が常に健全な状態を維持できるよう、適切に維持管理を行っていくことが必要です。

また、アスベスト対策につきましては、「学校施設における吹付けアスベスト等の使用状況の確認及び措置の徹底について」（平成 26 年 4 月 22 日付教施第 234 号）、「学校施設等の解体、改修等における石綿の飛散防止について」（平成 26 年 5 月 26 日付教施第 384 号）、「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」等の施行に伴う学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について」（平成 26 年 7 月 16 日付教施第 612 号）及び「学校施設における吹付けアスベスト等の使用状況の確認及び管理の徹底について」（平成 26 年 9 月 22 日付教施第 902 号）で関係法令や通知等を遵守し、適切に実施するようお願いしてきてきたところであります。

こうした中、本年 3 月に道内の中学校において、アスベストの散乱時期が特定されないような事例が発生したことから、今後につきましては、日常的な学校施設の点検はもとより、アスベスト等の使用状況の確認並びに図面、調査結果などの関連資料及び措置状況の管理をより一層適切に実施し、アスベスト対策を含めた学校施設の点検・維持管理に万全を期すようよろしくお願いいたします。

道立学校グループ

担当：中田

TEL 011-231-4111（内 35-470）

施設助成グループ

担当：尾家

TEL 011-231-4111（内 35-481）